

「特定個人情報保護評価書（住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書）（案）」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間 : 令和5年9月29日（金）～令和5年10月30日（月）

いただいた意見数：1名、1件

No.	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	これは特定の者（選挙に出る人、国会議員、知事、市議会議員等）が近所の人等の特定個人情報をいいように見ようとしていることではないか。	住民基本台帳法において、本件特定個人情報（本人確認情報及び附票本人確認情報）を利用できるのは同法及び条例で定める事務に限定されております。 また、端末操作者を識別する照会ID、操作権限を識別する操作者ID、操作者の照合情報認証（生体認証）等により特定個人情報ファイルへのアクセス権限を厳格に管理するとともに、端末室への入退室管理、操作履歴（アクセスログ及び操作ログ）の記録・保存等により、不正操作のないことを確認しております。